

「地域の中核大学の産学融合拠点の整備事業」の公募に関するQ&A

#	項目	質問	回答
1	採択件数	採択予定数は何件か。また類型毎の採択件数は決まっているか。	採択予定数や類型毎の採択件数は設定しておりません。予算額の範囲内で採択を行います。
2	補助対象事業	3つの類型があるが、いずれかの類型を選択する必要があるのか。	3つの類型から選択いただけますが、複数選択いただくことも可能です。なお、類型別に採択件数の枠を設定しているわけではありませんので、あくまで事業趣旨に見合った類型を選択してください。
3	補助対象事業	予算PR資料上、企業からの矢印があるがどのような趣旨か。また、成果目標として「大学・国研等に対する企業の共同研究費などの投資額を3倍増（2014年度比）に寄与します。」とあるが、提案の際に本成果目標を掲げなければならないのか。	産業界と連携し、企業からの資金獲得を目指していただきたいという趣旨です。また、PR資料上の投資額に関する成果目標は、政府目標のため必ずしも投資額3倍増を目指さなければならないということではありませんが、本事業趣旨に見合った成果目標を期待いたします。
4	補助対象事業	分野はDXやカーボンニュートラルに限定されるのか。	政府としてDXへの取組促進やカーボンニュートラルに貢献が期待される事業を期待しますが、分野は限定しておりません。
5	補助対象事業	「先端性」とはどういう想定か。	先端性のある研究テーマ特化型の拠点でも、個別に先端性のある研究テーマを支援する拠点でも問いません。
6	補助対象事業	「広域性を問う」とあるが、自治体の数が多い方が評価が高いのか。	自治体の数の大小のみで評価は行いません。
7	補助対象事業	事業は申請機関全体として行う必要があるのか。例えば、特定の研究分野に絞った研究所単位等での申請も可能か。	研究所単位等での申請も可能です。
8	補助対象事業者	自治体との共同提案はどのような趣旨か。例えば、KPI達成に向けた自治体のコミットメントやリソースの提供などが求められるのか。	本事業は地域経済活性化に貢献する事業となっており、本事業で整備する拠点が自治体にとっても地域経済活性化に資する計画となっているのかという観点で共同提案という形を取っています。なお、KPI達成に向けた自治体のコミットメントやリソースの提供を必須とはしていません。
9	補助対象事業者	地域の自治体（都道府県、政令指定都市、市町村又は特別区）との共同提案は必須ということであるが、共同提案者の合意書等、共同提案を証明する書類の提出は必要か。また、必要な場合、首長の合意を証明する必要があるか。	首長の合意を必須とすることまでは想定していませんが、QA8の趣旨を理解・協力いただける担当部署の責任者の連名で申請いただくことを想定しています。
10	補助対象事業者	同じ大学法人や高等専門学校から複数の拠点が申請することは可能か。	可能です。ただし、複数の拠点がそれぞれ申請用紙を記入し、提出する必要があります。また、提案内容については異なる内容である必要があります。
11	補助対象事業者	複数の大学または高等専門学校から構成される拠点（コンソーシアム等）として共同提案は可能か。	可能です。ただし複数の大学または高等専門学校から構成される拠点の場合、代表となる大学または高等専門学校を拠点にて選定し、申請して下さい。
12	補助対象設備	本事業趣旨を踏まえ最大限の価値を生み出すために、本事業の補助対象経費の範囲で、複数の建物、改修を対象とすることは可能か。	事業の目的達成のために複数の建物の一体的な運用が必要であり、かつその効果が期待できる場合、可能と捉えられます。
13	補助対象事業者	「地域の中核大学」の定義はあるか。	公募要領で定めている対象となる事業者の要件を満たしていれば提案が可能です。対象としては特定の大学を除外することはありませんが、事業の趣旨から、審査項目として、本拠点が地域の活性化等にどのように資するのかについて審査を行います。なお、「地域」とは申請する大学等の所在地に限らず広域性を持っていただくことを期待します。
14	補助対象設備	建物は改築を行う場合も対象か。	対象となります。ただし、既存建築物の取り壊しのための費用は補助対象外となります。
15	補助対象設備	施設は新設と改修等で評価は違うのか。	新設か改修かで評価を分けることは想定しておらず、その拠点が生み出す価値を評価します。
16	補助対象設備	建物、改修、設備を補助申請する場合に、 ①建物、改修完了後でない設備導入できないのか ②建物が間に合わない場合で、改修は完了した場合、改修施設に設備を仮導入しても構わないのか ③建物、改修が未完了の場合であっても、別の施設に設備を仮導入しても構わないのか また、仮導入の場合は、移設費用等は自己負担という認識でいいか。	①③原則的に、建物の新築・改修の完了が前提で設備導入を行うものと捉えられるため、完了後に設備導入されるものを対象としますが、工事期間が不測の事態により間に合わないことが想定される場合などは個別に事務局に御相談ください。ただし、②の場合には、仮導入の後の移設費用等は自己負担が前提の下で、改修分への導入は対象とします。
17	補助対象設備	隣接（同建物内）する施設において、本事業とは別目的の施設を建設・改修する場合は、共通利用部などを補助対象外（補助金の自己負担とは別の自己負担）として計画する分には、問題ないか。 また、当該目的達成に必要な事務機能を担保するために、同施設内での一定面積の確保が必要である場合は、補助対象経費として含むことに問題があるか。	ともに問題ありません。

#	項目	質問	回答
18	補助対象設備	本事業において、建設と改修を合わせて複数施設を一体的に運用する提案とする場合において、同時に研究設備機器も導入したいと考えているが、建設（新築）と改修により整備する施設の規模と、導入する研究設備機器の費用的な規模の紐づけ等の制約はあるのか。（例えば、建設：改修＝10：90の場合、補助上限の研究設備機器を改修（90）に導入しても問題ないか）	提案が一体的な構想として効果的であれば制約はありません。
19	補助対象経費	調査設計費や工事費を補助対象とするには、応募申請の際に設計図が必要か。	公募申請の際には、詳細な設計図の提出は不要ですが、配置や機能構成、面積など、事業概要のわかる配置図や平面図が必要です。（建物の新築・改修の費用の算定上、必須のものと考えます。）
20	補助対象経費	建物の建設の契約を申請前にした場合、対象となるか。	対象外となります。補助事業実施期間中に発注（契約）を行い、引き渡し、検収、支払をしたものが対象です。
21	補助対象経費	自己負担額の一部を企業等から負担してもらうことも可能か。	大学で自己負担分を国の補助金等を活用することなく工面できれば、原資は問いません。なお、自己負担相当額を企業が裏負担する場合には、産業界のニーズや拠点の今後の自立可能性の期待に繋がるので評価は高くなります。ただし、本事業趣旨として、費用負担いただく特定企業以外の企業に対してオープンイノベーションを促す工夫を期待します。（その際の負担方法の評価については、寄付でも出資でも、企業からの拠出であれば、評価に違いはありません。）
22	補助対象経費	施設に必要な経費を計上する際に、経済産業省の補助対象経費としては対象外とされてしまうが、必要な経費（別質問にあるような什器やインフラなど）を自己負担分の経費として含めることはできるか。	出来ません。補助対象経費に対して2/3を経産省が補助するものであり、全事業費の2/3相当額を補助するものではないため、特定の経費を1/3自己負担分として計上することはできません。
23	補助対象経費	建物において、教育に関する設備が含まれている場合も補助対象となるか。	本事業と関連しない箇所については補助対象外となります。なお、産学共同人材育成プログラム、社会入りカレント教育等に資する対象施設等は対象となります。
24	補助対象経費	公共施設の一部（例えば、当該公共施設の○階部分全体やある一室）または全部を借りた上で改修を行うことは可能ですか。	事業者は、原則として、本事業により施設や設備の設置及び所有を行おうとする者としてします。ただし、首長の確認が得られる場合や、少なくともKPIによるモニタリングの対象期間を契約期間として含む貸借契約を締結する場合など、事業が中長期で展開されると認められる場合には、対象とすることができます。
25	補助対象経費	民間施設の一部または全部を借りた上で改修を行うことは可能ですか。	本事業では、対象となりません。
26	補助対象経費	設備のみでの申請は可能か。	建物（改修を含む。）と設備導入が一体となった申請である必要があります。
27	補助対象経費	建物に入れる什器は対象となるか。	原則として、補助対象外となります。椅子やソファなどが建物に造り付けられる場合や、パソコンなどが研究目的など本事業においてのみ利用される場合などには、対象とできます。
28	補助対象経費	車両は対象となるか。	自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・修理費・リース費・車検費用は補助対象になりません。ただし、車両に載せる設備及びその設備の設置に必要な費用は補助の対象となり得ます。また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において「機械及び装置」区分に該当するもの（例：トラッククレーン、ブルドーザー、ロードローラー等）は補助対象になります。
29	補助対象経費	既存の設備を改良するための費用も対象となるか。	設備の新旧を問わず、改良によって得られる機能や効果が新たな設備の導入と同等に得られる場合には、対象とすることもできると考えられます。
30	補助対象経費	他の施設にある設備について、新たに整備する施設への据付け・移設に係る費用は対象となるか。	事業の目的を達成するうえで不可欠な設備であり、かつ、新たに購入するよりも経済的であると判断される場合に限りです。
31	補助対象経費	予算執行の検査は、その対象はどこまで細部まで確認されるものなのか。（トイレ、壁紙・床材、塗装の仕様まで選定理由が必要なのか。）特にオープンイノベーションを促すプラットフォーム拠点としての事業趣旨を満たすのであれば、裁量を持たせてほしい。	外壁や壁紙・床材、塗装の仕様といったデザイン、トイレや給湯室などといった通常備わるべき空間については、細部までの確認や審査委員会・事務局との調整の必要は生じません。
32	補助対象経費	一般的な什器類ではなく、オープンイノベーションを促す拠点としての整備として、最低限必要な什器類（会話を促す空間に加えて必要なインフラとして一体的となったテーブルやイス）は対象に出来ないか。	什器を一律に対象外とするのではなく、事業目的の達成のための必要性に応じて、対象とすることは可能と考えられます。人件費や消耗品は対象外ですが、事業目的の達成のために必要なインフラとしての設備は、対象とすることは可能と考えられます。

#	項目	質問	回答
33	補助対象経費	DXを推進するための拠点（建物）とするに当たり、インフラにおいて、ネットワーク環境や最低限必要なソフトウェアは、補助対象としてよいのか。	上記と同様に、事業目的の達成のために必要なインフラとしての設備は、対象とすることは可能と考えられます。
34	補助対象経費	研究開発設備機器の対象は、施設備品であれば汎用品でも購入可能か。（例えば、食品加工拠点を指す場合、一般家庭冷蔵庫での環境評価をする必要があり、一般家庭冷蔵庫や電子レンジ等でも、その研究に必要という整理がされていれば問題ないのか。）	汎用品でも購入可能です。いずれにしても、3社以上の相見積を取得の上、最も安いものを購入する必要があります。
35	補助対象経費	事業実施中に、当初計画では想定していなかった費用（建物の建築に関する追加費用など）が発生した場合、その費用は補助対象経費とすることができるか。	交付決定された額及び費目別決定額の中での変更は可能です。ただし、申請にあつての趣旨や目的から逸脱するものへの変更は不可能であり、その場合には審査委員会・事務局との調整のうえ、変更申請が必要となります。
36	補助対象経費	当該施設において、特殊な研究環境・機能を整備したい（例えば特殊音響、クリーンルーム、温度・振動等制御など）場合、研究設備機器とすべきか施設整備費とすべきか。	機関において、工事請負契約の中で整備するか設備を購入するかの区別や、当該設備・施設を資産計上等して整理するか如何により、ご判断いただければ構いません。
37	補助対象期間	何年度までに事業を完了する必要があるのか。	令和3年度補正予算となり、明許繰越の登録を行っているため、それが承認されれば、令和5年3月末までに事業を完了する計画としていただくことを予定しております。
38	共通KPI	共通KPIの設定が必須とあるが、達成できなかった場合どうなるのか。	設定したKPIについては、施設設備の整備後に経済産業省がフォローアップを行うことを予定していますが、達成状況による補助金の返還は求めません。なお、別に設定する交付要件についての達成状況次第によって、補助金の支払いをしない等の可能性があります。
39	共通KPI	各KPIはどれくらいの目標を設定する必要があるのか。	申請機関の規模等に見合った数値かつ本事業趣旨を鑑みて期待される数値を設定ください。絶対目標値等の大小ではなく、予算規模から見た費用対効果や実現可能性等について審査をします。
40	審査	各類型では審査基準・プロセスは異なるのか。	どの類型であっても審査プロセスは同じですが、審査の視点が異なります。審査の視点は、各類型の特徴に応じて行われます。
41	審査	審査項目が5つあるが、評点の比重は異なるのか。	事業趣旨に照らして評点の比重を行うことを想定しており、地域活性化の項目に重きを置いた審査を行うことを想定しております。
42	公募期間	公募開始はいつ頃か。	令和4年1月中旬を予定しております。公募情報は経済産業省HPにて公表します。
43	支払い	補助対象額は、いつ支払ってもらえるのか。一旦全額を自己立替しないといけないのか。自己負担相当額は、いつまでに準備しなければならないのか。	原則として、建築・改修・購入に対する支払いがすべて終わってからの申請となるため、いったん自己負担をいただきます。ただし、必要に応じて概算払い（部分払い）は可能としますので、時間の余裕をもってご相談ください。
44	その他	この拠点が収益を出すことは認められるか。	理念としては将来の大学の自己財源を創出する拠点になっていただくことを想定しており、収益をあげていただくことを期待しています。なお、本事業では収益納付は求めていません。
45	その他	補助金が入った場合、目的外の施設への転用というのは、一般的にどのくらいの期間縛られるものなのか。	処分制限期間内の転用は原則認められませんが、整備する施設・設備の種類によって処分制限期間は異なり、詳細は別途問い合わせをお願いします。
46	その他	施設完成後に、事業趣旨を最大限達成する目的の下であれば、例えば導入した設備機器を移設してもいいものか。	事業趣旨を最大限達成する目的であれば可能ですが、例えば、補助目的外で利用することは、事業趣旨に合致しないものと考えられます。
47	その他	交付決定後、地質調査をした際に遺跡等が発見し対応が終わるまで工事を進められないこととなった場合や、コロナ禍による半導体不足に伴う設備導入の遅延や交流イベントの中止などに対しては、どのような対応となるか。	工期の見直しを行い、令和5年3月までに完成しない場合には、原則として補助対象外となります。予見されない障害が生じた場合は速やかに相談ください。
48	その他	オープンイノベーション、プラットフォームとしての機能（特定の企業に偏った支援や演出とはしない）は理解した上で、当該施設のネーミングライツを付与する等は各大学の判断で構わないか。	ネーミングライツを付与する手続きにおいても、多様な企業の公平な参加・選定手続きなどが担保されていれば、可能と考えられます。
49	その他	提案時のJイノベ拠点名は、変更可能か。	当該拠点に対して交付決定するため想定していませんが、必要な理由があれば、補助事業終了期間までであれば可能です。ただし、管理上事務局には迅速にご相談いただくとともに、拠点名は全半角等含め正式名称として申請してください。
50	その他	問い合わせは可能か。	事務局への問い合わせが可能です。